第２５　防災センターの基準

規則第12条第１項第８号，第14条第１項第12号，第16条第３項第６号，第18条第４項第15号，第19条第５項第23号，第20条第４項第17号，第21条第４項第19号，第22条第11号，第24条第９号，第24条の２の３第１項第10号，第25条の２第２項第６号，第28条の３第４項第12号，第30条第10号，第30条の３第５号，第31条第９号，第31条の２第10号及び第31条の２の２第９号の規定に基づく消防用設備等に係る総合操作盤は，次表の左欄に掲げる区分により，右欄の基準に適合する防災センター等に設けること。

なお，非常放送設備の増幅器及び操作部にあっても，準用すること。★

ただし，令別表第１に掲げる防火対象物のうち，平屋建，⑺項（11階以上のものを除く。）又は延べ面積（駐車場等で収容人員が従業員のみである防火対象物の部分を除く。）が1,500㎡以下で，かつ，各階とも２方向避難が確保されているものにあっては，Ａ欄の構造等の基準の１から５を除きこれによらないことができる。◆

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 用途・規模の区分 | | 構造等の基準 |
| Ａ  Ａ  Ａ | １　令別表第１⑴項から  　⒃項までに掲げる防火  対象物で，次のいずれ  かに該当するもの。  ⑴　延べ面積が50,000  ㎡以上の防火対象物。  ⑵　地階を除く階数が  15以上で，かつ，延  べ面積が30,000㎡以  上の防火対象物。  ２　延べ面積が1,000㎡  以上の地下街。  ３　次に掲げる防火対象  物（前１又は２に該当  するものを除く。）の  うち，消防長又は消防  署長が火災予防上必要  と認めて指定するも  の。  　⑴　地階を除く階数が  11以上で，かつ，延  べ面積が10,000㎡以  上の防火対象物。  　⑵　地階を除く階数が  ５以上で，かつ，延  べ面積が20,000㎡以  上の特定防火対象物。  　⑶　地階の床面積の合  計が5,000㎡以上の  防火対象物。 | １　防災センター等は，避難階（直接地上に  通ずる出入口のある階をいう。）又はその  直上階，直下階に設けること。  ２　防災センター等は，非常用エレベーター  及び特別避難階段に容易に近づける位置で  あること。  ３　直接地上に通ずる出入口から防災センタ  ー等の出入口に至るまでの通路（以下「防  災センター等用通路」という。）とその他  の部分とを次に定める構造により区画し，  防災センター等用通路の壁及び天井の室内  に面する部分の仕上げを不燃材料とし，か  つ，その下地を不燃材料で造った場合は，  ４及び５によらないことができる。   1. 耐火構造（特定主要構造部が耐火構造   以外の防火対象物にあっては，準耐火構  造）の床，壁若しくは特定防火設備であ  る防火戸（常時閉鎖式又は火災により煙  が発生した場合に自動的に閉鎖する構造  のもの。）で区画すること。  　⑵　区画を貫通する給排水管，配電管その  他の管は建基令第129条の２の４第１項  第７号イ，ロ若しくはハに規定する構造  とすること。なお，風道は建基令第112条  第21項に規定する構造のダンパー（温度  が急激に上昇した場合のみ自動的に閉鎖  するものを除く。）を設けること。  ４　防災センター等は，道又は道に通ずる幅  員１ｍ以上の通路その他の空地（以下「空  地等」という。）に面し，かつ，空地等に  面する部分に次に定める開口部を１以上設  けること。◆  　⑴　直径１ｍ以上の円が内接することがで  きるか又は幅が75㎝以上，かつ，高さが  1.2ｍ以上であること。  　⑵　規則第５条の３第２項（第２号を除  く。）に適合するものであること。  ５　防災センター等には，防災要員が直接屋  外に避難できる措置を講じること。◆  ６　防災センター等は，総合操作盤等を設置  した部分以外の床面積（方形状にまとまっ  た部分をいう。）を20㎡以上確保すること。  ★  ７　防災センター等とその他の部分とは３⑴  及び⑵の構造により区画すること。（出入  口にあっては，直接手で開くことができ，  かつ，自動的に閉鎖するものに限る。）  ８　防災センター等に，当該要員が仮眠，休  憩をする場所がある場合は，防災センター  等と当該部分は，前７により区画されてお  り，かつ，情報連絡のための措置が講じら  れていること。  ９　防災センター等の壁及び天井の室内に面  する部分の仕上げは不燃材料とし，かつ，  その下地を不燃材料で造ること。  10　防災センター等には，当該室における執  務に必要な物品以外のものを搬入しないこ  と。◆  11　防災センター等の出入口の見やすい箇所  には，防災センターである旨が表示されて  いること。  12　防災センター等には，常用の照明が消え  た場合にあっても，有効な照度を確保でき  る設備を設けること。  13　防災センター等の換気，暖房，冷房設備  は，専用の設備であること。  14　防災センターの総合操作盤等は，直接耐  火構造の床または壁にアンカーボルト等で  堅固に固定されているか，同様に固定され  た卓等に堅固に固定されていること。  15　総合操作盤等は，日常の監視業務等での  使用を考慮するほか，災害時に消防隊によ  る情報収集や防災要員等からの情報提供等  が有効に行なえるように配置されているこ  と。  16　消防隊の進入口から近い位置であること。  また，進入経路は防災センターに容易に至  ることができるものであるほか，次による  こと。  　⑴　超高層建築物にあっては，道路，広場  から直接進入できるものを除き，消防車  の使用する通路は２以上とし，当該建築  物の直近まで通じていること。  　⑵　消防車の進入路に設けてある門，扉等  は，消防隊により容易に開放できる構造  であること。  　⑶　道路の幅員は，５ｍ以上で，かつ，通  路が交差する部分又はコーナー部分は，  通行，回転上有効なすみ切りがなされて  いること。  　⑷　通路は，梯子車の通行に支障のない耐  力（20ｔ）を有する構造であること。 |
| Ｂ  ◆  Ｂ  ◆ | １　令別表第１に掲げる  防火対象物で，地階を  除く階数が11以上のも  の又は，地階の階数が  ３以上のもの。（Ａ欄  に掲げるものを除く。）  ２　令別表第１⑴項から  ⑷項まで，⑸項イ，⑹  項，⑼項イ及び⒃項イ  に掲げる防火対象物。  （Ａ欄に掲げるものを  除く。）  ３　令別表第１（16の２）  項（Ａ欄に掲げるもの  を除く。）及び（16の  ３）項に掲げる防火対  象物。 | Ａ欄の１から10を準用するほか，次によること。  １　Ａ欄の６の規定中「20㎡以上」を「10㎡  以上」と読み替える。  ２　防災センター等に設ける受付窓等用途上  やむを得ない開口部（面積が１㎡以内のも  のに限る。）は，開放廊下等に面して設け  る場合に限り，防火設備である防火戸とす  ることができる。 |
| Ｃ  ◆ | Ａ欄及びＢ欄に掲げる以外の令別表第１に掲げる防火対象物。 | Ａ欄の１，３から５まで及び９を準用すること。 |